令和6年度岡山県医療機関食材料費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年度岡山県医療機関食材料費高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の 交付については、岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)に規定するもののほか、 この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 医療機関における食事療養の提供は、管理栄養士等の専門人材と医師等が適切な助言・管理の下でチーム医療により実施することが必要であるが、昨今の食事料費の高騰に伴い、病院経営への大きな影響が生じている。こうした事態は、経営面の影響にとどまらず、コスト削減のため、食材料費の節約、病院食の質の低下を招き、管理栄養士などから成るチームによる患者への栄養指導・支援等の能力を十分に発揮することができなくなる恐れがあることから、支援金を支給することを通じ、安全・安心で質の高い医療サービス提供体制の維持を図る。

(支給の対象)

- 第3条 支給の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、支援金の申請 は同一の施設について一度に限るものとする。
 - 一 岡山県内に所在し、入院患者に食事を提供する病院又は有床診療所(ただし、国、県 又は市町村が普通会計で設置し運営する施設を除く。)であって、地方厚生(支)局長 による保険医療機関の指定を受けているもの
 - 二 令和6年4月1日以前に事業を開始し、令和6年5月31日時点で事業を継続して おり、今後も事業を継続する意思があるもの

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく許可病床 1 床当たり 3,200 円とする。

(支援金の申請等)

- 第5条 支援金の申請期間は、令和6年6月3日から令和6年7月2日までとする。
- 2 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和6年度岡山県医療機関食材料費高騰対策支援金交付申請書兼請求書(別紙様式)を申請期間内に、知事が定める方法により提出しなければならない。
- 3 申請期間内に申請が行われなかった場合は、支援金の受給を辞退したものとみなす。
- 4 知事が第8条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が補正を命じたにもかかわらず申請書の補正が行われない等、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(宣誓事項)

- 第6条 知事は、申請者が次の各号の全てに宣誓した者でなければ、支援金は支給しない。
 - 一 第3条の要件を満たしていること。
 - 二 申請書の内容に虚偽が無いこと。
 - 三 後日偽りその他不正の手段により受給したことが発覚した場合は、支援金の返還に 応じること。
 - 四 県税に滞納が無いこと。
 - 五 知事が関係書類の指導、調査等を行う際には誠意をもって対応すること。
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に該当しないこと。

(不支給要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、本支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が 認めた者に対しては、支援金を支給しない。

(支給の決定)

第8条 知事は、第5条の規定に基づく申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の支給を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(支援金の周知等)

第9条 知事は、支給の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により、対象医療機関への周知に努めるものとする。

(不当利得の返環)

第10条 知事は、支援金を受給した後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった 者又は偽りその他不正の手段により支援金を受給した者に対して、支援金の返還を求め る。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金を受給する権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。